

真の三位一体改革の推進に関する提言

- 地方交付税改革を中心として -

はじめに

分権時代の自立した都市経営のためには、何よりも安定的な税財政基盤の確立が重要である。

全国市長会としては、国から地方への税源移譲により地方税財政基盤の確立を図り、真の分権型社会を実現するため、平成15年10月に「税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言」を都市の総意として取りまとめた。また、11月には、本会の税源移譲等都市財政基盤確立プロジェクトチームにより税源移譲に伴う地方交付税制度の改革に向けて、都市自治体の立場から基本的論点について「地方交付税制度に関する提言」を取りまとめるなど、分権の理念に即した三位一体改革が早期に実現されるよう積極的に対処し、また、期待もしてきた。

しかし、平成16年度の三位一体改革の姿は、補助金の見直しや税源移譲が極めて不十分な中、地方交付税等の一般財源を大幅に削減するというものであり、都市自治体の平成16年度予算編成は困難を極めた。

このようなことから、平成16年4月には、地方分権の趣旨に沿った三位一体改革の推進に向けた「真の三位一体改革の推進に関する緊急決議」を行った。

来年度以降もこのような地方交付税等の削減が続けば、住民生活を守るという都市自治体の責任を果たすことが極めて困難となることは必至であると考え、強い危機感をもって地方交付税改革を中心に本提言を取りまとめた。

地方分権改革の残された最大の課題は、税源移譲を基軸とした地方税財政基盤の確立である。三位一体改革は、これを目指し地方分権の理念に沿って歳入・歳出両面での地方の自由度を高め、これにより受益と負担の関係を明確にし、真に住民に必要な行政

サービスを地方自らの責任で自主的・自立的に提供できるようにすることである。国は、常にこのことを念頭に置き、真の三位一体改革を進めるよう強く期待する。

地方歳出の見直しの基本的考え方

地方歳出の見直しについては、次のような基本的な考え方に沿って見直しを行う必要がある。

1 地方財政計画の規模の抑制に当たっては国の施策の見直し、義務付けの廃止・縮小が前提

我が国においては、国と地方が一体となって内政を推進していることから、その財政面の裏付けとして、法律に基づく地方財政計画の策定を通じ、国庫補助事業と地方単独事業とを合わせて、必要な地方財源を全体として確保する仕組みとなっている。

地方財政計画に計上されている地方一般歳出のほとんどは、国の法令等で実施を義務付けられているものであり、地方財政計画の規模を抑制するためには、まず、国の施策の見直しや地方の歳出に対する国の義務付けの廃止・縮小を優先する必要がある。

2 地方単独事業に対する適切な財源保障

地方財政計画の圧縮に向けて、地方単独事業を大幅に削減しようとしているが、地方自治体が、国の法令等に基づき実施する警察・消防、高校、清掃、戸籍事務等に係る職員給与費や運営費はほとんどが国庫補助対象外で、地方単独事業として実施している。

また、地方単独事業のうちの投資的経費についても、警察・消防施設、ごみ処理施設など行政サービスを実施するうえで、必要不可欠な施設整備や、下水道幹線管渠(補助)と末端管渠(単独)、地方特定道路整備事業など単独事業を補助事業と一体となって実施することにより、初めて施策の効果を発揮できるものが大半を占めている。

さらには、地方自治体の自主的判断に基づく純粋な地方単独事業についても、現在の都市基盤の整備水準は十分ではなく、住民福祉の向上を図る上で、継続的に事業を実施することも必要であり、地域の振興や地域経済の下支えを図る上でも重要である。

そのため、地方単独事業についても適切な財源保障をすることが重要である。

3 急激な地方財政計画の見直しではなく、実態を踏まえた工程表を明示

現在の地方財政は、バブル崩壊後の長年にわたる国の経済政策に呼応した公共投資に伴う公債費や少子高齢化による社会保障費の増大などにより義務的経費が増嵩し、財政構造は硬直化し、弾力性を失ってきている。このような状況のなか、地方財政計画の短期間での大幅な縮減に地方が対応することは極めて困難なことから、こうした実態を踏まえ、計画的に改革を進める必要がある。

「基本方針2003」では、投資的経費（地方単独事業）について、平成18年度までの3年間で、平成2～3年ごろの水準に戻すことが示されていたが、平成16年度予算においては、それが1年前倒しされたことにより、地方自治体の予算編成は困難を極めた。このことから、平成17年度の地方財政計画の見直しに当たっては、こうしたことを十分考慮し、早期にその内容等を示す必要がある。

4 地方の意見を十分に踏まえた全体像の明確化

平成16年度の地方財政対策については、年末に突然、大幅な地方交付税と臨時財政対策債の削減が決定され、地方自治体に大きな混乱を招いた。今後、このような事態を繰り返さないためにも三位一体改革の全体像を明らかにするとともに、その年度別内容、規模などの工程表及び地方財政計画の将来像などを早急に示すことが必要である。

その際、国は事前に地方に対して明確な説明を行い、理解を求めるとともに、地方自治体の意見を聴き、その意向を十分反映させる必要がある。また、三位一体改革は国民の理解が無くては

十分な成果をあげることができないことから、国は三位一体改革の目指すべき方向や基本的考え方等について、国民に対して十分に説明をし、理解を求める必要がある。

5 地方が真剣に行っている行政改革を十分に認識する必要

都市自治体は、これまで定数削減、給与カット、事務委託等による事務の効率化やコスト縮減、事業の延期など骨身を削る削減に取り組み、国以上の行政改革に努めている。国はこうした状況を認識するとともに、自らの行政改革に取り組み、その実績をあげる必要がある。

6 国の政策に基づく事業に係る財政措置は確実に実施を

国が政策に基づき地方に実施を指示した事業については、国において確実に財源手当てをすべきであり、景気対策等の公共事業に係る公債費や特例措置による赤字地方債、合併特例債などの償還財源は、国と地方の財政規律の上からも地方交付税による適切な措置を講じる必要がある。

地方交付税改革の基本的な方向

地方交付税制度については、次のような基本的な考え方に沿って見直しを行う必要がある。

1 時代のニーズに即した投資から経常へのシフト

地方単独事業については、投資的経費と経常的経費双方において、地方財政計画歳出と決算額の間乖離があることから、地方の実態を踏まえ、投資的経費から経常的経費へのシフトを行う必要がある。

都市自治体は、住民に身近な自治体ゆえに多様な行政ニーズへの対応を迫られており、このため地方の単独事業といっても、いわゆる贅沢経費ではなく全国で普遍的に取り組みされている事業が数多くある。

特に、少子高齢化等の社会構造の変化や、経済状況の低迷により、法令に基づく施策等も含め、医療、福祉、環境等に係る財政需要等が大幅に増えている。

また、経常経費の中には、国の基準が現実の実態と乖離しているため、そのような基準では運営が困難で、実質的に超過負担となっているものもあり、地方財政計画や基準財政需要額に適切に反映する必要がある。

以下に、いくつかの例を挙げることにする。

(1) 保育所運営費

国は保育所における保育士や調理員の配置基準を定めているが、実際の保育現場では、その基準では円滑な運営を確保することが困難であり、ほとんどの自治体では基準以上の配置を余儀なくされている。加えて、国の保育料徴収基準は、あまりにも若年世代の所得実態とかけ離れていることから、一般財源の投入が不可避となっており、地方の超過負担が多額にのぼっている。

(2) 各種医療費の助成

少子高齢化が進む中で、少子化対策の一環として実施されている乳幼児の医療費助成や障害者福祉施策の一つとしての重度障害者の医療費助成事業は、法令に具体的な規定がないことから、現在は、地方財政計画歳出や基準財政需要額に算入されていない。しかし、現実には多くの地方自治体ではこれらを単独事業として実施していることから標準的な行政サービスとして位置付けるべきである。

(3) 国民健康保険

高齢者や離職者等の加入割合が高いという構造的な課題を抱える国民健康保険制度にあっては、医療費の増加から保険料（税）の引き上げを余儀なくされているが、加入者の経済実態を踏まえると高額な保険料（税）設定が難しいことから、ほとんどの都市自治体は一般会計からの基準を

超える多額の繰出しを強いられている。

(4) 廃棄物処理関係経費

地球環境の保全は国・地方を通じた重要な課題であるが、容器包装プラスチックの収集、運搬、保管に係るリサイクル費用や家電等の不法投棄された廃棄物の処理費用をほとんどの市町村が結果的に負担させられている。

2 地方の実態を踏まえた地方交付税の所要額の確保

地方交付税は、地方固有の財源であり、国税5税の一定割合を原資として、各地方公共団体の基準財政需要額と基準財政収入額の差額に応じて交付されるが、必要な交付税総額に比して国税5税の法定率分が不足する場合には、交付税率を引き上げるか、それに替わる制度改革を行うことによって、必要な交付税総額を確保するものとされている。

最近の状況を見ると、国・地方を通じた巨額の財源不足が発生しているために、本来の姿である交付税率の引上げを行うことができないまま、毎年度、特例的な財源対策によって所要の交付税総額を確保したり、臨時財政対策債への振替などで対応してきている。

ところが、平成16年度の地方財政対策においては、昨年末に突然、一方的に地方交付税、臨時財政対策債の大幅な削減が決定され、地方自治体の予算編成に大きな混乱が生じた。また、地方自治体に税源移譲が行われれば、交付税の原資が減ることもある。

今後はこうしたことに留意しながら、地方の実態を踏まえ、地方自治体の財政運営に支障が生じないように、計画的、段階的に改革を進め、その中で、地方交付税率の引上げを含め、その所要額を確実に確保する必要がある。

3 地域間格差是正のための地方交付税の機能強化

税源移譲に伴い、税源の偏在から地方自治体間の財政力格差が拡大することが予想されることから、税源移譲に当たっては、できるだけその格差が拡大しないよう、個人住民税への比例税率化

の導入や地方譲与税の見直し等を行うことも必要である。それでもなお、地域間格差は残るので、財源保障・財源調整の機能を一体として果たす地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

なお、4月に一部の市町村から地方交付税を財政調整機能に特化し、その総額を法定率分に固定し、財源保障機能は長期的に見通して削減する必要があるとする提案がなされたが、大都市と中山間地域を両極とする地域間の経済格差を拡大させる傾向をもつ我が国の国土構造の中で、国が法律等により定めた必要不可欠な行政の標準的な水準、合理的かつ妥当な行政水準を維持確保していくための地方財源を保障する仕組みは今後とも不可欠である。

4 離島、過疎など財政基盤の弱い地域への措置

離島や過疎等の地域の地方自治体は、財政基盤が弱く、財源の多くを地方交付税や補助金等に頼っており、その地域特性ゆえの財政需要もある。一方、こうした地域には、森林資源等が存在しており、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等、多面的な機能を有している。こうした利益は長期にわたり国民全体が受けるものである。この機能を維持するための費用については共同負担すべきものと考えられる。

このため、こうした税源の乏しい離島や過疎等の地方自治体においても、安定的な財政運営が可能となるよう地方交付税上特段の措置が必要である。

5 臨時巨額の事業への財政措置

臨時的かつ巨額の財政負担となる廃棄物処理施設整備事業、下水道終末処理施設整備事業、公立学校施設整備事業、防災対策事業・災害復旧事業等については、各地方自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の執行に支障が生じないように、地方交付税及び起債による措置の充実などにより、平準的な財政運営が可能となるような財政措置を講じる必要がある。

6 地方交付税による特定の政策誘導は原則廃止

地方交付税は、地方固有の財源であり、一般財源として位置付けられるべきものであるため、地方交付税の算定方法についても中立的なものとするべきである。その観点から、交付税算定において地方債の元利償還金を算入する手法を、国の特定の政策誘導を図る目的で行うことは原則として止め、地方自治体の自主的自立的財政運営に委ねる必要がある。

7 モラルハザード論等の誤解を解く

(1) 地方交付税の基準財政需要額は、地方自治体の行政サービスに対する需要の増加や、公共投資基本計画への対応、景気対策などの国の施策に対する地方の役割を踏まえつつ、標準的な財政需要として必要な水準を毎年度、法律改正等によって定めているものである。

このように地方交付税は、あくまでも標準的な財政需要を賄うのに必要な財源を保障する制度であり、地方自治体の実際の財政運営の結果として生じる財源不足を補てんする制度ではない。このことから、地方交付税を通じた財源保障制度は、地方自治体にモラルハザードをもたらすものではない。

(2) 財源保障機能廃止論として、ナショナル・ミニマムの達成が挙げられている。しかし、必要とされる行政サービス水準自体が社会経済状況によって変化するものであることや、また、一定の行政水準が達成されたとしても、それを継続的に維持するためには、当然ながら、所要財源が毎年度確保される仕組みが不可欠であること等を踏まえると、仮にナショナル・ミニマムを達成したからといって財源保障機能の廃止を議論することは適当でない。

(3) 地方歳出の削減は、国の施策の見直しや国の関与の廃止・縮小による保障水準の見直し、すなわち地方財政計画の歳出の計画的抑制等によって進めるべきである。財源保障制度の存在が地方自治体の財政規律の緩みをもたらし、歳出を肥大

化させるものであるという意見は、こうした制度の本質に対する理解を欠き、当を得ないものである。

基幹税による本格的な税源移譲の早期実現

1 国税対地方税の割合1対1の実現

地方分権の推進に向けて、都市自治体がその責任を果たしていくためには、地方の歳出規模と地方税収入の乖離を縮小する必要がある。「基本方針2003」で示された平成18年度までの3年間で概ね4兆円規模の補助金改革とこれに伴う税源移譲では十分とはいえず、当面、国税対地方税の割合1対1の実現を目指し、基幹税による税源移譲を早期に実現する必要がある。

2 基幹税による本格的な税源移譲の早期実現

税源移譲に当たっては、税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する必要があり、所得税から個人住民税、消費税から地方消費税等の基幹税による本格的な税源移譲を先行して決定し、実現することが重要である。

政府は、平成16年度予算において、基幹税である所得税の一部を所得譲与税として地方に移譲することとしたが、これはあくまでも暫定措置であり、早急に所得税から個人住民税への税源移譲の規模・内容を明らかにし、平成18年度までに確実に実現する必要がある。

3 公共事業関係や奨励的補助金についても確実に税源移譲

今回、公共事業関係の補助金や奨励的補助金等の削減については、国が一方的に事業量の減によるものであるなどとして、その全額が税源移譲の対象とされていないが、引き続き地方が実施しなければならない事業については、こうした措置は、事実上、地方への負担転嫁であることから、必要な財源を確実に税源移譲する必要がある。

4 課税自主権の活用と限界

税源移譲よりも課税自主権（法定外税や超過課税）の活用により必要な財源を確保するのが先決ではないかとの意見がある。確かに、その実施に当たっては、納税者に対する理解を得ていく過程で説明責任を果たし、受益と負担の関係が明確化されるなど重要な意義を持つものである。

しかしながら、国・地方を通じ、既に主要な税源が法定税目とされており、また、国税と一体となって租税の負担水準が決定されていることなどから、課税自主権の活用には限界があり、税源移譲には代わり得ないものである。

また、課税自主権の活用による税収は、地域固有の財政需要を賄うために使用されるものであり、国に財源保障の責任がある標準的な財政需要を賄うためのものではない。

なお、都市自治体においては、地方税以外に上・下水道料金、国民健康保険料（税）、保育料をはじめとする使用料、手数料、分担金・負担金等により、住民に直接向き合って負担を求めているところである。

5 都道府県と市町村との関係

都道府県を通じて市町村に交付されている補助金については、最終的に事業を実施する市町村に税源移譲することを基本とする必要がある。

なお、国の補助金に併せて制度的に市町村に交付されている都道府県補助金についても、同様とする必要がある。

補助金の廃止と地方の自己決定権の拡大

1 補助金の見直しは縮減ではなく廃止 また、負担転嫁は許されない

三位一体改革の初年度である平成16年度は、約1兆円の補助金が廃止・縮減されたが、税源移譲に結びつかないものが過半を占めている。また、国が決定権を持つ交付金として存続しているも

のもあるが、交付金化しても、地方からの申請と国の決定権という仕組みはなんら変わるものではない。

今後は、事業の存廃も含めて地方自治体の自由度を高める観点からも、補助金の見直しは交付金化や縮減ということではなく、原則に廃止するという基本的考え方のもとに行い、確実に税源移譲を行う必要がある。

また、平成16年度予算編成に当たって、生活保護費負担金等の負担割合の引下げが提案されたが、このような補助率の引下げや補助対象の縮減など、一方的な地方への負担転嫁は断じてあってはならないものである。

2 補助金の廃止と同時に国の関与の廃止・縮小

補助金の廃止の目的は、あくまでも税源移譲を前提として、地方の自由度の拡大を図り地方分権を推進することにあることから、廃止に際しては、同時に、国の法令等による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する基準を弾力化するなど、国の関与を廃止・縮小する必要がある。

3 補助金を廃止すれば膨大な事務処理の軽減

補助金の廃止は、これまで行ってきた補助金の申請、審査、決定といった、国・地方を通じた膨大な事務処理を軽減する。これにより、国の負担が大幅に削減され、さらに地方財政計画額の縮減、地方交付税総額の抑制につながり、ひいては国・地方を通じた行財政改革に大きく寄与するものとなる。

おわりに

三位一体改革は、将来の国・地方のあり方を見据えた構造改革を実施するものであり、その基本はあくまでも地方分権を推進することにある。

本提言は、地方交付税制度の改革にポイントを置いたが、三位一体改革を推進するに当たっては、税源移譲と国庫補助負担金改

革の進展状況を踏まえた上で、地方交付税改革を行っていくことが重要である。特に、基幹税による税源移譲が早期に実施されることを強く望むものである。

国においては、地方の意見を十分に踏まえつつ、三位一体改革の全体像を明らかにするとともに、年度別内容・規模などの工程表を早急に提示する必要がある。

もとより、我々都市自治体は、従来にもまして真に必要な施策を選択しつつ行財政改革を断行していく決意である。

付属資料

- 1 「真の三位一体改革の推進に関する緊急決議」
- 2 地方交付税総額の推移
- 3 三位一体改革についての各市の財政担当者の意見
- 4 平成16年度各市の歳出削減策の例

真の三位一体改革の推進に関する緊急決議

都市自治体の財政は危機的な状況にある。

我々は、人件費の抑制、経費の節減、事務事業の見直しなど徹底した行財政改革により歳出の削減に努めるとともに、地域の様々な課題に的確に対応し、住民生活に不可欠なサービスを確保するため懸命の努力をしてきた。

全国市長会としては、この危機を乗り越え、税源移譲により地方税財政基盤の確立を図り、真の分権型社会を実現するため、「税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言」を都市の総意としてとりまとめるなど、分権の理念に即した三位一体改革が早期に実現されるよう積極的に対処し、また、期待もしてきた。

三位一体改革の初年度である平成 16 年度政府予算は、暫定措置ではあるが、基幹税である所得税の一部が所得譲与税として移譲され、本格的な税源移譲に向け一歩前進を見たが、約 1 兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減額のうち税源移譲に結びつかないものが過半を占めているなど課題も多い。特に、補助金の見直しや税源移譲が不十分な中で、地方交付税等を大幅に削減するという突出した見直しが行われたことは、地方分権を推進するという三位一体改革の目的にもとるばかりか、都市の行財政運営に致命的な打撃を与えるものである。各都市の平成 16 年度予算編成は、従来にも増しての更なる行財政改革への努力と最後の財源ともいべき基金の取崩しによって、ようやく危機を凌げたところであるが、来年度以降もこのような地方交付税の削減が続けば、住民の生活を守るという都市自治体の責任を果たすことが極めて困難となることは必至である。

よって、国は三位一体改革の原点に立ち返り、国の財政再建を優先して地方に負担を押し付けるのではなく、真の地方分権を推進することを基本として、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 国から地方への税源移譲は、地方分権を支えるために不可欠なものであり、地方の歳出規模と地方税収入の乖離を縮小するという観点に立ち、基幹税による税源移譲を実施し、税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系を構築することが必要である。そのため、当面、国税対地方税の割合、1対1の実現を目指し、暫定的な措置ではなく、所得税から個人住民税、消費税から地方消費税への税源移譲を本格的に、直ちに実現すること。
- 2 国庫補助負担金については、生活保護をはじめ国による統一的な措置が必要なもの等、一部を除き原則廃止すること。その際、同時に基幹税による税源移譲を確実に行うとともに、国の法令等による基準を弾力化するなど国の関与を廃止・縮小し、都市自治体の自由度の拡大が図られるようにすること。
- 3 今回、公共事業関係の国庫補助負担金や奨励的補助金等の削減については、国が一方的に事業量の減によるものであるなどとして、その全額が税源移譲の対象とされていないが、引き続き地方が実施しなければならない事業もあり、こうした措置は、実質上国の財政再建の地方への負担転嫁であることから、確実に税源移譲すること。
また、平成16年度予算編成に当たって、生活保護費負担金等の負担割合の引下げが提案されたが、このような補助率の引下げや補助対象の縮減など、一方的な地方への負担転嫁はあってはならないこと。

4 地方交付税については、国の財政再建を優先した一方的な総額の削減を前提とした見直しを行うのではなく、現に地方公共団体が実施している医療、福祉、教育など住民生活に不可欠な行政サービスの実態を的確に捉え、地方財政計画にこれを反映させ、必要な地方交付税総額を確保すること。その際、地方の財源不足額については、交付税率の引上げを含め、都市財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の措置を講ずること。

また、税源移譲に伴って地方公共団体間の財政力格差の拡大が予想されるため、税源の乏しい団体でも適切な行政運営が確保できるよう、地方交付税の機能を強化すること。

5 今後、都市自治体の行財政運営に大きな混乱を招かないためにも、三位一体改革の全体像を明らかにするとともに、年度別内容・規模などの工程表を早急に提示すること。その際は、都市自治体の意向を十分反映すること。

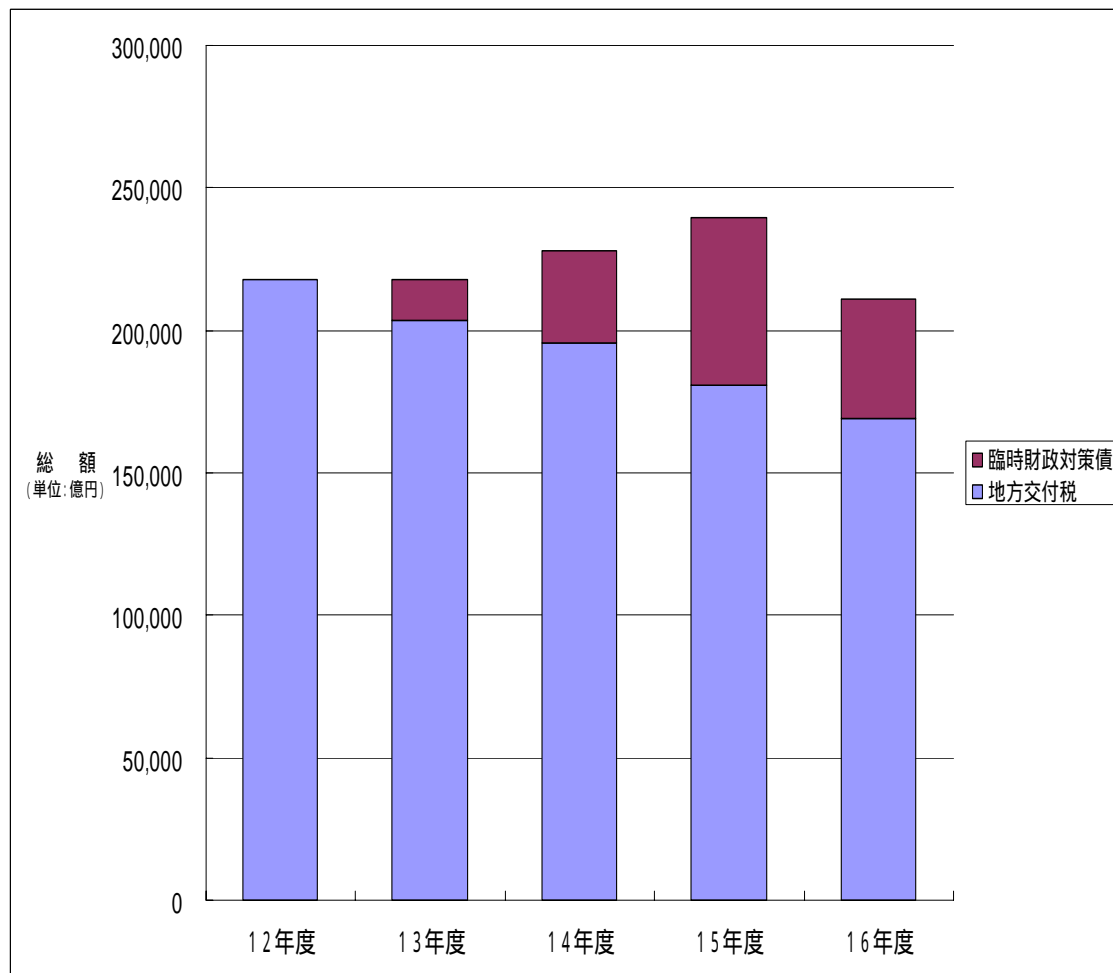
6 地方一般財源の大幅な減額に伴い、地域再生事業債の新設や財政健全化債の弾力的運用などの措置が講じられたところであるが、平成16年度における各都市自治体の財政運営に支障が生じないよう、個々の実情に即した措置をとること。

以上決議する。

平成16年4月14日

全 国 市 長 会

地方交付税総額の推移



(単位：億円)

年 度	地方交付税 総額 (A)	臨時財政対 策債 (B)	合計 (C) = (A) + (B)
12年度	217,764		217,764
13年度	203,498	14,488	217,986
14年度	195,449	32,261	227,710
15年度	180,693	58,696	239,389
16年度	168,861	41,905	210,766

地方交付税総額は最終決定額（平成16年度は当初予算額）である。

平成13年度以降地方交付税総額は減少してきているが、臨時財政対策債を含めると増額してきた。しかし、平成16年度は臨時財政対策債を含めても、前年度を大幅に下回るものとなった。

(付属資料 3)

三位一体改革についての各市の財政担当者の意見

(順不同)

A市

- ・ 三位一体改革の総論については、異論はないが、現場として、先が見えない。どこまでが改革の限界なのか市民に説明がつかない。
- ・ 三位一体改革のしくみ、改革の工程表が見えない。予算編成が大変。将来を見据えた方向性を早急に基本線として作りあげてほしい。

B市

- ・ 国庫補助金、地方交付税、税源移譲、それぞれ改革のスピードが違うことから混乱が生じる。三位一体の言葉どおり、同じスピードで改革することを望む。

C市

- ・ この先が見えてこないことが一番困る。
- ・ 経済財政諮問会議の委員の方々が、将来の構造改革をやるんだと言っているが、将来像を具体的に示してもらわないと財政課として予算の組み立てが出来ない。
- ・ 段取りを思いつきでやられては困る。

D市

- ・ 三位一体改革にからめて実質的な地方交付税が大幅に削減されたが、本来、三位一体改革と財政再建の問題は、区分けして議論されるべきである。
- ・ 明確な区分けがなく、結果として実質的に地方交付税が削減されれば、市民や議会に対して説明がつかない。そのために三位一体改革をやめた方がいいという意見につながってしまうと本末転倒。
- ・ 三位一体改革は、地方の自由度を増すために行うべきものであり、単に国の財政再建のためだけのものではあってはならない。
- ・ 三位一体改革で税源が地方へ移譲されることになれば、税の偏在性から地方交付税の役割は、むしろ強化されなければならないが、実際は弱体化している。
また、地域再生債による対応は、地方財政対策の本来の姿とは言えない。
- ・ 今回、国庫補助金が1兆300億円削減されたが、実際、税源移譲につながっているものは少ない。
- ・ 地方財政計画の策定や地方交付税の基準財政需要額の算定にあたっては、ハード面よりソフト面、すなわち経常経費にウエイトをシフトさせていくことが大切。

E市

- ・ 国の攻撃材料になっている地方単独事業の需要額は大幅に減らしている。地方財政計画では投資から経常へ割合の見直しが必要である。
- ・ 今回、廃止した補助金と税源移譲額の乖離が大きい。平成 16 年度の所得譲与税は、暫定的措置であり、税源移譲は所得税から個人住民税、消費税から地方消費税への基幹税での移譲を行うべきである。

F市

- ・ 三位一体改革の全体像を早急に明らかに。国庫補助負担金の削減、税源移譲についても具体的な工程表を作成し提示するように。
- ・ 地方交付税についても平成 17 年、平成 18 年において、どのくらいの割合で縮減が行われるのかを明記すること。
- ・ 国の関与の縮減が行われていないのは約束違反である。
- ・ 生活保護費の国庫負担率の縮減について反対。

G市

- ・ 地方交付税における財源調整機能の堅持。
- ・ 三位一体改革の具体的な工程を早急に。また、住民の理解が得られるような解り易い議論の展開をしてほしい。

H市

- ・ 三位一体改革の動きは税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税改革を一体化で行うように。

I市

- ・ 「補完性の原理」に基づく地方分権を推進する上で、単に、「三位一体」と言うばかりでなく、国と地方の役割分担を明確にした上で改革を行うべき。国庫補助負担金の見直しは、無限定に削減・縮減されるのではないかと危惧する。
- ・ 平成 16 年度予算について、国庫補助負担金の見直しと税源移譲については、数値的にもおよその予想が付き、市の予算編成にも反映ができたが、その見直しが地方交付税にどのように反映されていくのかが分かりづらく、不透明であると思う。基準財政需要額の算定において、社会福祉費や保健衛生費など算入率が低いものもあり、標準的な行政経費の積算が地方の実態に即していない。標準的な行政経費とはどういうものなのかということ、明確にしていく必要がある。

J市

- ・ 国庫補助負担金の見直しにおいては、生活保護費負担金の問題が再燃する恐れがある。

平成 16 年度は地方交付税の縮減率が大きく、本来の三位一体改革と行政改革とが混在し、国は何を行政改革せよと言っているのか分からないまま数字的に圧縮されているような感があり、明確にしてほしい。

- ・ 三位一体改革の全体像が分からないので、次は何が削られるのかが分からない。

K 市

- ・ 国庫補助負担金の見直しは、これにより地方の自由度が増すということが前提であったはずにもかかわらず、平成 16 年度の見直しにおいては、何ら規制の廃止等がなされていないまま額だけが減らされた。その場、その場の見直しではなく、全体像を明示してもらいたい。

L 市

- ・ 今回の見直しで、当市は 1 億円の国庫補助負担金が削減され、相対の所得譲与税は 5,000 万円と半分になった。今後、改革を推進していく上で、改革を分かりやすくするため、額等について目に見える形で示すべき。

M 市

- ・ 改革を推進する上で、現実の地方財政を認識し、地方の意見を反映させるなどして地方財政計画を策定し、的確な財源保障をすること。税源移譲に関して、国庫補助負担金の見直しが先行していることから、今回の措置では不十分。また、税源移譲に伴い、地方公共団体間の財政力格差は拡大することが想定されていることから、地方交付税のもつ機能を強化すべき。

N 市

- ・ 本来、補助・負担金を見直すという場合は、法令はもちろん、政省令、通達、内かんを含めて見直しが必要なはずである。これがない中でお金だけ見直して勝手にやりなさいと言われてもそれで 8 割しか税源移譲されないのであればやっていけるはずがない。

O 市

- ・ 今回の見直しで本市は 1 2 億あまりの影響があった。最近のように待機児童ゼロに積極的に取り組んでいた時に保育所の国庫負担金が減とされたり、今のような経済情勢の中、生活保護費もかなり増額している中で、国の負担金をカットするというのは地方の財政をあまりにも圧迫しすぎる。
- ・ 改革の工程表はできるだけ早く出してほしい。平成 16 年度予算編成にあたっては、1 月 18 日に突然、1 兆円という話が出た。予算編成の大半の部分の作業が進んだ中でそのような話が出てきたことから、その財源手当てに大変苦慮したので、そういった方向性は市町村の作業にあわせて早めに出してほしい。

P市

- ・ 税源移譲をすると、当然、税の偏在が出てくるだろう。その時は、結局のところは地方交付税の調整機能を使うということをはっきり打ち出さざるを得ないのではないかと。もしくはもっと違う方法があるのであれば早く知りたい。
- ・ 補助金等税源の関係からいうと50：50であるべきだと思う。4分の1、もしくは予定分を含めて2分の1というのが国が狙っているところだと思うが、その辺は、もっとフェアにやってほしい。確かに地方交付税の財源保障機能ということになると、各市町村にとっては、いろいろな言い方もあるかもしれないが、自治体側にも多少の甘えはあったと思う。そういう意味では地方交付税は財源の調整ということになると思う。

Q市

- ・ 本市に限らず本市近隣の市にとっても地方交付税は大きな財源のシェアを占めており、これについては議会等でもかなり強硬な意見があった。基本的に三位一体の方針を進めていくことの基本的なものはいいと思うが、まだ地方が体質を固めていない前から「地方の自立」や「地方分権」といった言葉に替えてかなりの圧力がかかっており、今回の当初予算に向けては、財政運営上も厳しかったが、議会、市民からの意見がさらに厳しかった。そういった中で今回乗り切ったのは、大半の自治体が基金を取り崩したからであり、その先の方策はほとんどみえていないと思う。それぞれの自治体で財政体質も変わるが今回の場合は、体質改善を行うスパンが短すぎたと思う。

R市

- ・ 税源移譲について、公共事業は、国が国債を発行してまで財源調達をやっているのだから移譲になじまないというのがどうかと思う。
- ・ 三位一体は国と地方の財布の中のことであり、市民の方には分かりにくい。分権したら、どういうメリットがあるのか示すべき。
- ・ 税源移譲があった際、収納率向上に努める。

S市

- ・ 今回の公立保育所のように厚生労働省は数字合わせにしかすぎない。するならもっと早く情報提供すべきで、早ければそれなりの対応はできたはず。
- ・ 国は独自課税せよというが、ギリギリの状況でやっている。もっと地方の現状を見るべき。

T市

- ・ 地方交付税の削減は、地方だけの問題ではなく、行政サービスの低下にもつながることを念頭におくべき。
- ・ 国庫補助金は基準緩和とセットで実施すべき。

- ・ 予算編成半ば過ぎでの国の方針発表は非常に困る。

U市

- ・ 来年度予算は、基金取崩 + 健全化債でやりくりした。
- ・ 税源移譲は、たばこ税から所得譲与税となったが、税収が厳しい状況は変わらない。

V市

- ・ 税源移譲は基幹税の住民税で。税源の偏在から地方交付税の両機能は必要。国庫補助金の一般財源化は的確な情報、権限移譲を早期に。
- ・ 国の方針決定が遅すぎる。

平成16年度各市の歳出削減策の例

市	人口段階	事 例	削減額 百万円
A市	政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の圧縮 18,631百万円 (給与カットの延長、退職手当の支給月数の引下げ、人員の見直し等) 監理団体への委託料の削減 1,235百万円 	18,631 1,235
B市	政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 私立保育所施設整備費助成(国基準に対する面積、単価上乘せ廃止) 学校警備業務の委託内容及び委託方法見直し 障害者福祉施設整備費助成(国基準に対する単価上乘せ廃止) 固定資産税賦課(航空写真等撮影業務等委託内容見直し) 文書管理(後納郵便料金の割引制度活用推進等) 勤労者福祉センター運営補助見直し 幼稚園就園奨励金(年度途中就園に対する金額算定方法見直し) 市民センター各種講座、講演の受講者、参加者負担見直し 永年勤続職員表彰伝達式及び記念品廃止 	412 133 49 31 30 19 7 5 4
C市	政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 徹底した事務事業の見直しを行ったことにより、経常経費において削減を行った。 	2,600
D市	30万人以上	<ul style="list-style-type: none"> 経常経費削減額 	700
E市	30万人以上	<ul style="list-style-type: none"> アウトソーシング削減効果 41,312千円 議会委員会記録作成(議事録作成) 6,130千円 清掃工場の現業業務(ごみ受入等) 25,368千円 公園緑地管理業務(ごみ収集) 9,814千円 	41
F市	30万人以上	<ul style="list-style-type: none"> 民間委託の推進 学校労務職員の業務見直し 学校書記の嘱託員化 経常経費の5%削減 補助金の整理・合理化 	184 44 95 1,214 226
G市	30万人以上	<p>中期財政計画の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事務事業の見直しや効率化による経常一般行政経費の削減 (2) 市債の繰上償還の実施 (3) 市債の発行抑制 (4) 公共事業の重点化 <p>定数管理の適正化 正規職員 31人の減</p>	1,000 1,000 3,079 4,685
H市	30万人以上	<ul style="list-style-type: none"> 職員給与費 19.9億円(3,507人 3,366人 141人) 経常経費の削減 3.3億円 	1990 330
I市	30万人以上	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の見直し 少額補助金の廃止、事業費補助の原則を定め、市単独補助金の見直しを行い、対象補助金163件中21件の補助金が廃止され、61件の補助金が見直された。 新予算編成システムの改良 限られた財源の有効活用を図るため、人件費、扶助費、公債費の義務的経費及び重点化事業を除き、一般政策経費、新規事業について一般財源の枠配分を行い、各部局へ予算編成権を移譲した。 	525 1,110
J市	30万人以上	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の削減 特別職給与の減、管理職勤務特別手当の削減 退職者不補充による人件費の減 その他事業費の減 	38 55 252 723

市	人口段階	事 例	削減額
K市	20万人以上	・特別職の期末手当の支給月数引下げ	1
		・職員数削減	25
		・時間外勤務手当削減	109
		・管理費の対前年20%削減	304
		・第3次行政改革、行政評価施行結果による事業の見直し 廃止：生ごみ堆肥化容器購入費補助、教職員指導用被服購入等 縮小：市税前納報奨金、高齢者住宅改修助成、私立保育園就園 奨励費単独補助等	317
L市	20万人以上	・事業の廃止による	113
		・事業の縮小による	677
		・補助金の見直しによる	621
M市	20万人以上	・人件費の削減： 16,734百万円 16,061百万円	673
N市	20万人以上	・報酬見直しによる	11
		・補助金の見直しによる	185
		・旅費支給の見直しによる	9
		・枠配分による経費の節減（経常的） （臨時）	41 339
O市	20万人以上	・合併に際し業務見直しを視野に、既存事業の廃止・縮小、既定路線の 見直し	
		・市単独事業の見直し	2,486
		・事業量の節減、精査	1,403
		・事務事業の着手時期の見直し(庁舎整備の先送り等)	1
		・補助金の精査等	1
		・外部委託の検討等	252
P市	10万人以上	・民間委託	5
		・縮小・統合	1
		・企業性の推進	726
		・整備手法等の見直し	579
		・人件費の抑制	607
		・その他（15年度からの継続効果）	126
Q市	10万人以上	・特定項目の内容見直しによる予算措置抑制 （普通旅費、食糧費：、臨時職員雇用、補助金） （普通旅費 6,400千円、食糧費 557千円、臨時職員 7月、補助金： 単年度特殊要因を除くと 28,483千円）	
		・経費節減マニュアルの継続的实施	
		・発注段階で財政部門へ執行合議を行うことによる発注方法見直し、 コスト縮減	
		・行財政改革の推進による取り組み ごみ収集民営化・校務技師の嘱託職員化・給食センターの民間 委託・退職者不補充等による本庁及び公営企業を含めた職員定 員削減(H14～H18)...累計2,206百万円 1係1事業廃止による事業改善(H15～H18)...累計400百万円 寮の民間委託(H16 or 17～)...150百万円 保育所の民間委託(H17,H18)...120百万円 等	
R市	10万人以上	・行政評価による改善による効果	117
		・行政改革による削減 （主なもの）	422
		1.事務事業の合理化・効率的な見直し	(38)
		2.電子行政の推進等による効率化（収納、滞納管理システムの構 築）	(2)
		3.環境保全の推進(ごみの減量化)	(31)
		4.財政運営の効率・健全化（経常的経費の削減）	(186)
		5.市債務の解消（利子の軽減）	(67)
6.定員管理、給与制度の適正化	(91)		

市	人口段階	事 例	削減額
S市	10万人以上	・特別職給のカット（市長5%、助役・収入役・教育長各3%）	2
		・管理職手当のカット（部長級10%、課長級7%、補佐級5%）	10
		・25年以上勤続者の退職手当3%カット	9
		・旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料等）、コピー使用料の一律5%カット	51
		・市単独工事費の一律5%カット	92
		・市単独補助金の一律10%カット	33
T市	5万人以上	・標準予算（枠配分）の実施	45
		・当初予算配当保留の実施	25
		・基金の繰替運用による一時借入利子の節減	3
		・地方債の低利借換による長期借入利子の節減	40
		・職員数の削減（平成14年度 平成15年度）	200
U市	5万人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革の推進 第3次市行政改革大綱に基づき行政改革を推進する行政改革の効果（人件費削減効果） 見込み H16 150,000千円 実績見込み H15 281,000千円 実績 H14 202,000千円 実績 H13 182,000千円 H12 16合計 実績 H12 173,000千円 988,000千円 ・職員定数見直し H11 H12 H13 H14 H15 H16 690人 680人 655人 638人 611人 587人 (10人)(25人)(17人)(27人)(24人) (計103人削減) ・民間への委託等の推進 ごみ収集業務 新図書館の管理運営業務 ・公共工事等コスト縮減効果 縮減率 見込（目標） H16 234,000千円 12.00% 実績（見込） H15 727,000千円 11.50% 実績 H14 1,859,000千円 18.30% 実績 H13 394,000千円 7.40% H12 16合計 実績 H12 537,000千円 7.90% 3,751,000千円 縮減額は平成8年度ベースの設計額から縮減された額 	
V市	5万人未満	・人件費削減 （市長等3役報酬、管理職手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、通勤手当、職員5人減）	48
		・職員事務服の廃止	6
		・補助金の見直し	31
		・前納報奨金等の見直し	10
		・各種委員会研修費の見直し	1
		・嘱託職員等賃金の見直し	10
		・大規模プロジェクト事業の休止等事務事業の見直し	594
W市	5万人未満	・職員数適正化計画による人件費抑制	88
		・単独事業の抑制	798
		・民間・NPO委託の推進（保育所 51、複合文化施設 2、文化会館 2）	55
X市	5万人未満	・一般職員の10名不補充	103
		・運営補助金等の一律5%カット	1
		・庁舎清掃の一部職員対応	1
		・特別職給与の一律カット	1
		・管理職手当の25%カット	5

（注）本会の財政関係委員会等に属する市を市町村財政指数表の類似団体別に抽出した40市のうちの主な事例